

藻類

THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和32年12月 December 1957

目次

東北地方産海藻雜記 (2)	川 嶋 昭 二	67
クラミドモナスのグリコール酸分泌	RALPH A. LEWIN	74
京都及び近郊の水田産ケイソウ (1)	金 鋼 善 恭	76
ワカメの特別な産状	氏 家 由 三	80
アシツキ <i>Nostoc verrucosum</i> VAUCHER が鳥取県に産すること	御 船 政 明	83
碩学と新進, 2人の藻類学者の死去	広 瀬 弘 幸	73
新著紹介 テイラー著 北アメリカ北東沿岸産海藻 (1957) [改訂版]		84
学 会 録 事		86
日本藻類学会会員名簿		89

日 本 藻 類 學 會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類学会会則

(総 則)

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 大会の開催 (年1回)
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会 員)

第6条 会員は次の3種とする。

1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承諾するもの)
2. 名誉会員 (藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)
3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)

第7条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第8条 会員は毎年会費300円を前納するものとする。但し名誉会員及び特別会員は会費を要しない。

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- 会 長 一 名 (任期は2ヶ年とする)
幹 事 若干名 (任期は2ヶ年とする)

会長は総会に於て会員中よりこれを選出する。幹事は会長が会員中よりこれを指名する。

(刊 行 物)

第10条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

附 則

この会則は昭和28年10月11日から施行する。